前橋市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し 中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、前橋市自立支援協議会(以下「協議 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関する事項
 - (2) 地域における障害者等への支援体制等に関する課題の抽出及び把握、共有に関する事項
 - (3) 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出及び把握、共有に関する事項
 - (4) 地域における関係機関の連携強化に関する事項
 - (5) 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組みの実施に関する事項
 - (6) 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府 県協議会との連携に関する事項
 - (7) 相談支援事業の運営・評価に関する事項
 - (8) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障害福祉サービス事業者
 - (3) 障害者等及びその家族団体の代表者
 - (4) 関係団体の代表者(前号に掲げる者を除く。)
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。

(個別会議)

- 第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に個別会議を置くことができる。
- 2 個別会議に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 (情報の共有)
- 第7条 協議会の会議では、地域における障害者等への支援体制に関する課題について の情報の共有等に加えて、地域における障害者等への適切な支援に関する情報の共有 を行うものとする。
- 2 協議会は、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報の共有等を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとし、関係機関等は、その求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(守秘義務)

- 第8条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者及び協議会の会議に参加した者は、運営上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 (庶務)
- 第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年3月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期については、第3条第3項 の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。